

行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	アジア＝太平洋郵便連合分担金	事業開始年度	平成15年度	作成責任者		
担当部局庁	情報流通行政局郵政行政部	担当課室	国際企画室	室長 牛山 智弘		
会計区分	一般会計	上位政策	郵政行政推進費			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	総務省設置法第4条第1項第80号 アジア＝太平洋郵便連合憲章第13条	関係する計 画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	国際条約であるアジア＝太平洋郵便連合憲章第13条において、APPUの経費を賄うための分担金を負担することが加盟国の義務とされており、この加盟国に当たる国(政府)が当該分担金を負担する必要がある。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	アジア＝太平洋郵便連合(APPU)は、万国郵便連合憲章8条に基づき、アジア・太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題に解決を図り、郵便利用における利便の向上に資するため1962年に設立された機関である。我が国は、1968年にAPPUに加盟し、連合の諸活動に積極的に貢献してきたところ、連合の運営費は、加盟各国の分担金によって賄われていることから、我が国も加盟国の一員として、引き続き応分の負担を行うもの。					
実施状況	年度毎に、アジア＝太平洋郵便連合(APPU)から請求される分担金を負担。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1	1	1	1	1
	執行額	1	1	1		
	執行率	81%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	1	1	1		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	○ 支出先 アジア＝太平洋郵便連合(APPU) ○ 使途の把握水準・状況 APPUの財務報告書(Report of certified public accountant and financial statements)において、分担金の使途等を確認。 なお、同財務報告書には加盟国全体の分担金総額に係る使途しか記載されていないため、我が国の分担金の具体的使途については把握できていない。				
	見直しの 余地	APPU分担金はUPU分担金の分担等級に連動して決定されるため、UPU分担金についての見直しが困難な状況においては、APPU分担金の見直しも困難である。				
予算 チーム 監視 の 効率 率	現行または見直し案どおり					
補 記						

総務省
1百万円

連合の活動経費



【分担金】

A. 737=太平洋郵便連合
1百万円

連合の活動経費

- ・ APPU事務局に係る
人件費及び物件費

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.アジア＝太平洋郵便連合			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費等	事務局職員の給与・旅費等	0.7			
計		0.7	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【事業番号 0148】

- ・担当課室名：情報流通行政局郵政行政部郵便課国際企画室
- ・グループ名：郵政行政

アジア＝太平洋郵便連合分担金

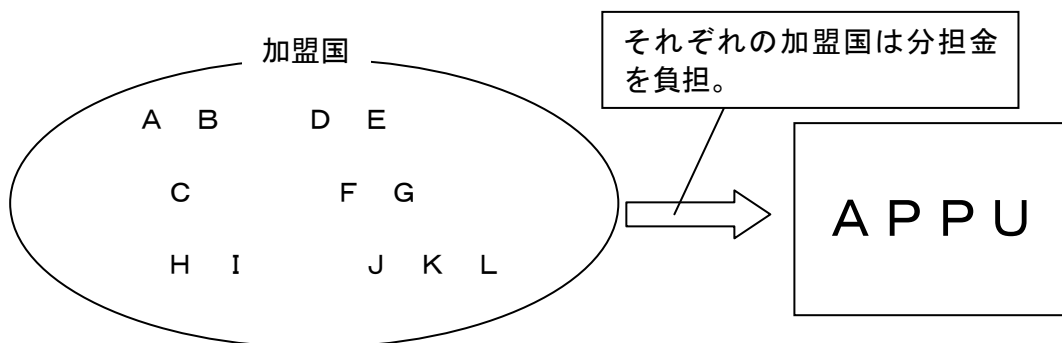
アジア＝太平洋郵便連合憲章 13 条に基づく加盟国の義務として、連合の経費を賄うための分担金を負担する。

1 施策の概要

アジア＝太平洋郵便連合（APPU）は、万国郵便連合憲章 8 条に基づき、アジア・太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題に解決を図り、郵便利用における利便の向上に資するため 1962 年に設立された機関である。

我が国は、1968 年に APPU に加盟し、連合の諸活動に積極的に貢献してきたところ、連合の運営費は、加盟各国の分担金によって賄われていることから、我が国も加盟国の一員として、引き続き応分の負担を行うもの。

2 イメージ図



3 予算額

平成 21 年度予算額
1 百万円